

社 会 福 祉 法 人 丹 波 市 社 会 福 祉 協 議 会
丹波市東部地域包括支援センター指定介護予防支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人丹波市社会福祉協議会が開設する丹波市東部地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要支援者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護予防サービス等の種類及び内容、介護予防サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、事業の実施にあたって、次の各号に配慮して行うものとする。

- (1) 利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (4) 丹波市、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2 前項のほか、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(厚生労働省令第37号、平成18年3月14日)第30条の具体的取り扱い方針を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 丹波市東部地域包括支援センター
- (2) 所在地 兵庫県丹波市春日町黒井1500番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(兼務)

事業所と職員の管理及び事業の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関する法令等、遵守すべき事項について指揮命令を行う。管理者は、事業所の長をもって充てる

- (2) 介護支援専門員 1名以上

要支援者からの相談に応じ、要支援者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、介護予防サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう介護予防サービス事業者などとの連絡調整を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び国民の休日、並びに12月29日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする
- (3) 営業時間外は、留守番電話等で相談を受け、後日早急に対処する

(事業の提供方法と内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 相談室
- (2) 利用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン(全国社会福祉協議会方式)
- (3) 介護予防サービス計画書の作成
- (4) サービス担当者会議の開催
 - (イ) 新規サービス計画作成時
 - (ロ) 要介護認定者が要支援更新認定を受けた時
 - (ハ) 介護認定者が要支援区分の変更認定を受けた時
- (5) 介護支援専門員の居宅訪問、経過、評価
 - (イ) 必要に応じて3ヶ月に1回程度訪問する
 - (ロ) 必要に応じて少なくとも1ヶ月に1回モニタリングの結果を記録する

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスの場合は、利用者からは利用料を徴収しない。

2 第8条に規定する通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域外から片道5km未満は、300円
- (2) 実施地域外から片道5km～10km未満は、500円
- (3) 実施地域外から片道10km以上は、5km毎に300円加算

3 事業所都合により通常の実施地域外からの利用の際は、交通費を徴収しない。

4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、当該サービス等の提供前に、その都度協議して利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、丹波市立春日中学校区及び丹波市立市島中学校区とする。

(暴力団等の排除)

第9条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

(虐待の防止)

第9条の2 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等

を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを丹波市に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修等の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に事業が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

- 5 この規程に定める事項のほか、事業の運営に関する重要事項は、事業所が別に定めるものとする。

附 則 (平成31年3月12日 議案第36号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月28日 議案第29号)

この規程は、令和4年9月28日から施行する。